

第1章 計画の基本的事項（案）

I 計画の目的

今日、少子高齢化社会の進行、国際化や高度情報化の進展、グローバルな経済問題や人権問題、地球的規模の環境問題など、社会は混沌とした状況下にあり、確かな目的意識を持つこと、意欲的に取り組むことが以前より困難になりつつあります。教育においても、家族観の多様化、核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化、世代間交流の減少など、家庭や地域の教育力の衰退が懸念されております。

こうした中、自己実現をめざす自立した人間の育成、学びと協働による地域コミュニティの創造、特色ある学校づくりなど、新しい形の生涯学習や教育への期待が高まっています。

本市では、「教育の場に、学校だけでなく家庭や地域社会のすべての人が関わることにより、子どもたちの健やかな成長と豊かな社会づくりにつなげる」ことを願って、いつでも、どこでも、誰もが学び、参画できるまちを目指しております。

そして、現行のユニバーサルデザインの理念を取り入れた教育計画を「教育ユニバーサルプラン」と名付けました。地域の歴史・伝統を活かした住民参画による教育・文化の香り高いまちづくりの推進を目指し、その学習の成果が生かされる「生涯学習社会」を実現するため、学習環境づくりを進め、高齢者、子ども、障害のある人、外国人などあらゆる人が生涯学習に主体的に参加・参画できる施策の展開が重要です。

このような中、一人ひとりの価値観の多様化など、今日の社会情勢を起因とする様々な課題に対して「豊かな人間性を育むまちづくり」の実現を目指すため、中長期的な展望に立った本市の教育行政の方向性及び基本的な施策と目標を明らかにすることを目的とし、地域社会・家庭・学校の協力体制を確立し、大人の学びと子どもの育ちを支援する指針となる新たな教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）を策定します。

※ ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

Ⅱ 計画の位置づけ

教育基本法では、法の理念が実際に生かされ、教育再生を実効あるものにするためには、教育の振興に関する取り組みの全体像を明らかにして、教育施策を実施することが必要とされています。このため、教育基本法第17条に基づき策定された国の教育振興基本計画を参酌したうえで、野々市市の実情に応じた野々市ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）を策定します。

本計画と「野々市市総合計画」との関連では、教育に関する施策を総合的かつ具体的に発展させるための指針として位置づけます。また、「次世代育成支援対策行動計画」「男女共同参画プラン」「地域情報化実行計画」など、市の計画や各種行政施策との相互関連を図ります。

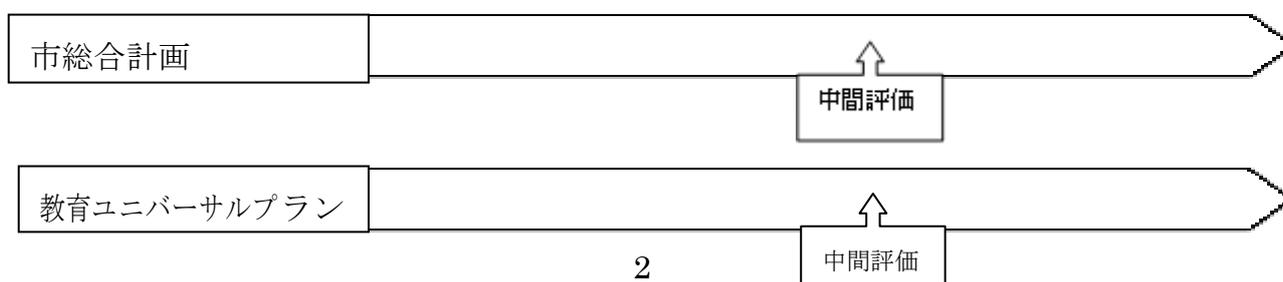
Ⅲ 計画の期間と範囲

本計画は今後10年先を見通した教育の振興を目指し、期間を平成24年度から平成33年度までとし、総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示します。社会環境の変化、市民ニーズなどを考慮し、中間評価（平成29年度実施予定）を加え、必要に応じて見直しを行うこととします。

生涯学習は、乳幼児から高齢者までが行う趣味・教養、文化、そして、スポーツ・レクリエーションまで幅広い概念です。また、学習の形態も、個人学習から学校教育、行政・民間・企業が行う講座・教室・研修・イベントなど多種多様な範囲に及びます。

この計画に位置付ける施策・事業は「野々市市総合計画」を実現するためのものとし、個人学習や民間の生涯学習事業、企業研修などにおいて、行政と互いに連携協力する事業は範囲内とします。学校教育については、国・県の直接権限の及ぶところは本計画の対象外としますが、市の行政権限の及ぶ事業や学校が地域社会と連携協力し特色ある学校づくりを行う事業、本市の生涯学習を推進する上で必要な事業は計画の対象とします。

H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------



IV 計画策定の背景

1 社会の動向

(1) 社会の動向

成熟した社会においては、多様なライフスタイルが認められますが、一方では、経済性や利便性といった単一の価値観を過剰に追求する風潮や、人間関係の希薄化、自分さえ良ければ良いという「個人主義」の広がりなども見ることもでき、自ら果たすべき責任の自覚や正義感、規範意識や倫理観の低下を懸念する意見もあります。経済などの一面的な豊かさの追求のみによって真の豊かな社会は実現することはできず、人々が意識や社会のシステムにおいて、他人との繋がり、人として他と調和する喜びや価値観を重視していくことが求められています。

(2) 家族と子育ての変容

少子化や核家族化など社会の変化の中で、学校や家庭、地域のあり方や機能も変化してきました。子どもにとって、家庭は最初の学習の場であり、豊かな情操や基本的な生活習慣、人を思いやる心を培う上で、教育の原点ともいえます。しかし、近年は核家族化や地域コミュニティの希薄化により、身近に相談できる人が乏しく、子育てをする親が孤立しやすい状況になっています。また、情報化社会の中で、子育てに関する多量の情報により、過保護や過干渉、育児不安やしつけへの自信喪失など、家庭教育に不安を抱く親が多くみられるようになり、親の子どもへの虐待も社会問題となっています。

今後も社会構造が変化し、生活様式が多様化する中で、必ずしも家庭の中で健やかに育つことができないことも予想されます。家庭教育の自主性を尊重しながら子育てに対する関係機関や地域住民による支援がますます重要になってきます。

(3) 地域コミュニティの変容

都市化などにより地域における住民のつながりやふれあいが薄れ、地域の教育力や子育て機能が低下しています。

地域コミュニティの希薄化の要因としては、交通通信網の発達や生活圏の拡大、生活様式や生活意識の都市化、行政機能の拡大、家族制度の変革など様々な点が指摘されています。また、他人の関与を歓迎しない人の増加などもあり、人々の求める地域

のつながりが、深いものから浅いものへと変化していることがうかがえ、意識面からも地域のつながりの希薄化が進んでいると言えます。

これら地域コミュニティの希薄化は、都市近郊型の犯罪の抑止力の低下、子どもや大人を問わず犯罪に巻き込まれる可能性の増加が懸念され、地域住民の親交を深める機会の充実、規範意識や日常的な声かけなど、地域コミュニティの在り方や質が問われています。

(4) 科学技術・情報化の進行

インターネット、携帯電話や多種多様なモバイルツールの普及など、情報通信機器の発達は、社会や経済の発展や、人々の豊かな生活の実現に大きな役割を果たしているとともに、産業構造や人々の生活様式にも変化を生じさせています。技術立国をめざすわが国においては、それらの更なる進展とそれを支える教育の確立が求められています。その一方で、地域や世代間における情報格差や個人情報の安全管理、インターネットにより犯罪に巻き込まれるケースの増加など、多くの課題に直面しています。

(5) 国際化の進展

情報・交通システムの進展により、人・もの・情報・資金が国境を越えて自由に行き交い、国際社会との相互連携、相互依存の関係がますます深まっています。

このような国際化、グローバル化の進展に対応するには、コミュニケーション能力だけでなく、自国やふるさとの伝統・文化を理解し、他国の文化や習慣の違いを認め合うという資質や能力が求められています。

幅広い市民参加による国際交流の機会の確保とコミュニケーション能力の向上などを図りながら、世界的な視野に立って、主体的に行動できる地球人としての資質・能力の育成が必要となっています。

(6) 環境との共生

大量生産や大量消費といった社会やライフスタイルにより、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染など、自然の生態系や人類の存続に深刻な影響を及ぼす地球規模の環境問題に直面しています。これらの解決には、国際協力はもとより、国・地方自治体・企業などの積極的な取り組みが必要であるとともに、地域住民が行政と協働する中で、自然環境の保全に努め、日常生活の中で手の届く範囲から着実に実践していくことが必要となっています。そのためには、環境に関する正しい知識をもち

環境に対する認識を深めるなど、より一層の環境教育を推進していく必要があります。

(7) 分権社会への移行

平成12年の地方分権一括法の施行、三位一体の改革の推進により、地方への権限移譲・税源移譲の流れの中で、地方の独自性の創出や住民主体の地域づくりが不可欠な状況となっています。こうした分権社会では、ボランティアやNPO・NGOなどが社会経済活動の重要な役割を担い、地域住民の活躍の場が広がります。

一人ひとりが自立し、行政と住民との協働や男女共同参画理念の進展を図りながら、地域社会の活動に積極的にかかわる参画意識が重要です。

2 教育と生涯学習の動向

(1) 国の動向

国の教育は明治以降、教育の機会均等を実現しながら国民の知的水準を高め、社会の発展に大きな役割を果たしてきました。しかし一方では、都市化や少子化の進展、経済的豊かさの実現など社会が成熟する中で、家庭や地域の教育力の低下や、規範意識の低下も指摘されるようになってきています。

国では、平成18年12月、教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、「人格の完成」や「個人の尊厳」という普遍的な理念は尊重しつつ、達成すべき目標を新たに掲げる教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が明示されました。また、教育の目指すべき姿を明確にし、具体的に教育を振興していく道筋を明らかに示した国の基本的な計画「教育振興基本計画」が平成20年7月に策定されました。

(2) 県の動向

石川県では、これまで「石川の学校教育振興ビジョン」「石川のスポーツビジョン」「石川県生涯学習振興ビジョン」の3つのビジョンを策定し、さまざまな教育施策を積極的に進めてきています。今回の教育基本法の改正に伴い、平成23年1月に新たに3つのビジョンの理念を一本化し、石川県の教育全般の指針となる「石川の教育振興基本計画」が策定されました。

(3) 教育の動向

新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代にあって、子どもたちに「生きる力」を育むことがますます重要になっています。

とりわけ、「生きる力」の「知」の側面である学力については、子どもたちに学ぶ楽しさやわかる喜びを感じさせながら、基礎的・基本的な知識・技能を学習するとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を培うことが大切です。そして、子どもたち一人一人が意欲的に個性や創造性を伸ばしていくことが求められています。

■確かな学力の育成

新しい学習指導要領では、「確かな学力」を育成するために、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力を育むことの双方をバランスよく行うことが挙げられています。

知識・技能の習得も、思考・判断・表現も、言語によって行われるものであり、これらの学習活動の基盤となるのは、言語に関する能力であることから、言語に関する能力の育成を重視し、各教科等において言語活動の充実が必要です。

■これからの社会に必要な資質を育む教育の推進

近年の科学技術や高度情報化のめざましい進展は、私たちに大きな利益をもたらし、便利な生活を実現しました。その一方で、技術の進展は、産業構造の変化をもたらすとともに、私たちの生活様式や行動様式をも大きく変え、さらに、地球規模の環境問題や情報格差など新たな課題を生じさせています。そこで、子どもたちが様々な新しい課題にも対応できるよう、科学技術や情報、福祉等の課題に対する興味や関心、課題を自主的に解決しようとする意欲や態度を育む教育を推進します。

また、就職・進学を問わず、子どもたちの進路をめぐる環境は大きく変化しており、子どもたちの社会的自立、職業的自立に向けた教育が強く求められています。

そこで、子どもたちが、自分の性格や興味・関心、能力・適性などについて理解を深めるとともに、職業や職業生活に関する様々な情報を収集・活用し、主体的に進路を選択することができるよう、発達の段階に応じたキャリア教育が重要となります。

■コミュニケーション能力の育成

今日、国の内外を問わず、多様な価値観や生き方を持つ人々が生きる時代を迎えており、円滑な社会生活を営み、互いが信頼し合える豊かな人間関係を育むうえで、人々との意思疎通を図るコミュニケーション能力の育成がますます重要となっています。

このため、コミュニケーションの基盤となる言語に関する能力の育成に努め、その場にふさわしい言葉遣いを指導したり、教科等の授業の中でも児童生徒の発言の機会を増やし、論理的な説明や表現を指導したりするなどの継続的な取組を通じて、コミュニケーション能力の育成が大切です。

また、相手と自分との関係を的確に把握しながらコミュニケーションを進めることが大切であることから、体験活動などを通して、社会の基本的なルールやマナーはもとより、実践的な対人関係スキルについても習得が大切です。

■幼児教育及び特別支援教育の充実

少子化や核家族化などの著しい社会状況の変化は、幼児を取り巻く環境にも大きな影響を与えており、人間関係の希薄化や自然体験、社会体験の不足が指摘されています。幼稚園では、一人一人の発達に即した幼稚園教育の場としてふさわしい教育環境や教育内容の充実を図るとともに、家庭や社会の多様なニーズに対応する子育て支援活動等を推進し、家庭や地域との連携を深める必要があります。

また、「障害のある人もない人も、共に社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することが本来のあり方である」というノーマライゼーションの理念等を踏まえ、発達障害も含めて、障害のある子どもの教育については、一人ひとりの障害の状況等に応じたきめ細かな指導が大切です。

(4) 生涯学習の動向

■生涯学習の伸展

わが国においては、生涯学習概念の確立と基盤整備の施策化を実現するため、平成2(1990)年に、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(いわゆる生涯学習振興法)が成立したことを契機として、全国的に生涯学習推進体制の整備が図られることとなりました。

平成4(1992)年には、生涯学習審議会が「今後の社会の動向に対応した生涯学習の

振興方策について」を答申し、当面の重点課題4点を明らかにするとともに、「適切な学習機会の拡充」など10項目に及ぶ振興方針を提示しています。これが全国の自治体に広がった生涯学習施策の基本として今日まで引き継がれてきました

■個人の学びから社会に生かす学びに

平成9(1997)年には「生涯学習の成果を生かすための方策について」、翌10(1998)年には「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」の生涯学習審議会の答申があり、自由な個人の学習が発展して、地域社会に主体的に参加し、地域の課題に取り組むことができるように個々を支援するシステムづくりが、新しい生涯学習の課題となっています。

■家庭や地域力の向上

平成11(1999)年には、「生活体験・自然体験が日本の子どもの心を育む」の生涯学習審議会の答申、平成13(2001)年には「社会教育法」が一部改正され、家庭教育の向上、社会奉仕体験活動や自然体験活動等の体験活動の促進が明記されました。また、生涯学習による地域社会の活性化が全国的に図られるようになってきました。

■情報通信技術の向上と生涯学習

生涯学習における情報化を進め、学習者がより主体的に学習することができる環境を整備するため、平成12(2000)年、同審議会が「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」を答申しました。情報リテラシーに関する学習や研修、生涯学習関連施設の情報化の整備、大学等の公開講座を全国に提供するシステムの構築などが進められています。

■生涯学習の今日的課題

昭和63(1988)年、当時の文部省に生涯学習局が設置されて以来、社会の動向に対応した生涯学習施策が展開されてきましたが、平成15(2003)年7月から中央教育審議会生涯学習分科会において、生涯学習の振興方策全般について論議を行い、翌年3月に審議経過の報告をまとめました。その中で、今後の重点的に取り組む分野として「職業教育の向上」「家庭教育への支援」「地域の教育力の向上」「健康対策等高齢者への対応」「地域課題の解決」を提示しました。

生涯学習を振興していく上で、今後、一人ひとりの学習ニーズを生かした多様な学習の展開を図り、地域課題を解決していくしくみをつくることが重要な観点となっています。こうしたことが、「まちづくりにつながる生涯学習」となり、地方分権の時代にふさわしい「住民参画による新しい地域社会の創造」につながります。

■多様化する学習ニーズ

生涯学習の活動は、確実に活発になっており、継続的に学習している人の中では、より高いレベルの学習を求める声が強まる傾向にあります。これは、学習本来の持つ性格や学ぶことの深化に伴って、その成果を生かしたいという気持ちが生じ、それが一層学習の励みになることによるものと考えられます。また、学習活動を通じて、より多くの人との交流が促進されることにより、個々の学習者の興味・関心を持つ分野も更に拡大していく傾向があるとの指摘もあります。

学習の内容を全般的な傾向から見れば、「生涯学習」という学習は、趣味・教養といった生きがい指向のものが中心となっています。これらは、社会の成熟化が進む中で今後とも引き続き盛んになるものと考えられます。

■多様な学習機会の提供

現在の学習ニーズにこたえるためには、多様な学習機会の提供主体として、学校や社会教育・文化・スポーツ施設、その他様々な機関・団体等が重要な役割を担っています。これらの取り組みには、総合的な計画の整備のほか、行政部局間のみならず幅広い連携・協力のための体制づくりが求められ、個別の学習機会の提供に関しては、平成8年4月、生涯学習審議会が「地域における生涯学習機会の充実方策について」として、生涯にわたる学習ニーズが高まっている中で、高度で体系的・専門的な学習機会の提供について、放送大学をはじめとする高等教育機関の役割は大きいものと考えられるという提言を行っています。

① 放送大学

いつでも、誰でも学ぶことができる大学として、生涯学習の時代に大きな役割を果たすのが放送大学です。テレビ・ラジオの放送を活用して高等教育を広く国民に提供することを目的とした大学であり、生涯学習体系の中での中核的な機関の一つと位置付けられています。市内には放送大学石川学習センターが設置されています。

② 大学・短大等

大学・短大等においては、社会人特別選抜や夜間大学院、科目等履修生制度、研究生制度といった制度の活用が図られており、活用される方も増加しています。また、地方自治体等との連携・協力が重要とされ、図書館、体育館・グラウンド等の多様な施設の開放を行うことも望まれます。

③ 専門学校

専門学校は、実践的な職業教育、専門的な技術教育等を行う高等教育機関の一形態であり、高等教育の一翼を担うとともに、高等教育の多様化を図る上でも重要な役割を果たしています。今後、各専門学校が、高度化、複雑化する社会のニーズに的確に対応して、生涯学習社会において積極的な役割を果たすことが期待されます。

④ 小・中・高等学校

小・中・高等学校については、地域住民の身近な学習機会の場として、かなりの割合で何らかの開放が行われており、その需要を満たすため、一層の開放を図ることが求められています。なお、開放事業の実施体制を確立するため、管理指導員の適切な配置や、地域住民の協力を得た委員会の整備などを行うことが求められています。

3 野々市の現状と課題

(1) 市勢概要

野々市市は、霊峰白山を望む手取川扇状地の東部に位置し、その歴史は古く、市内には、およそ3,700年前の縄文時代後期から晩期にかけて営まれた御経塚遺跡(国指定遺跡)をはじめ、白鳳時代の大寺院の跡である末松廃寺跡(国指定遺跡)など数多くの遺跡が所在しています。特に末松廃寺跡は、加賀の古代文化の鍵をにぎるものとして注目を浴び、銀銭の「和同開珎」も発見されています。

中世に入ると、加賀守護として富樫氏が活躍し、野々市で国政を執りました。当時は加賀における政治・経済・文化の中心地として栄えたと伝えられています。

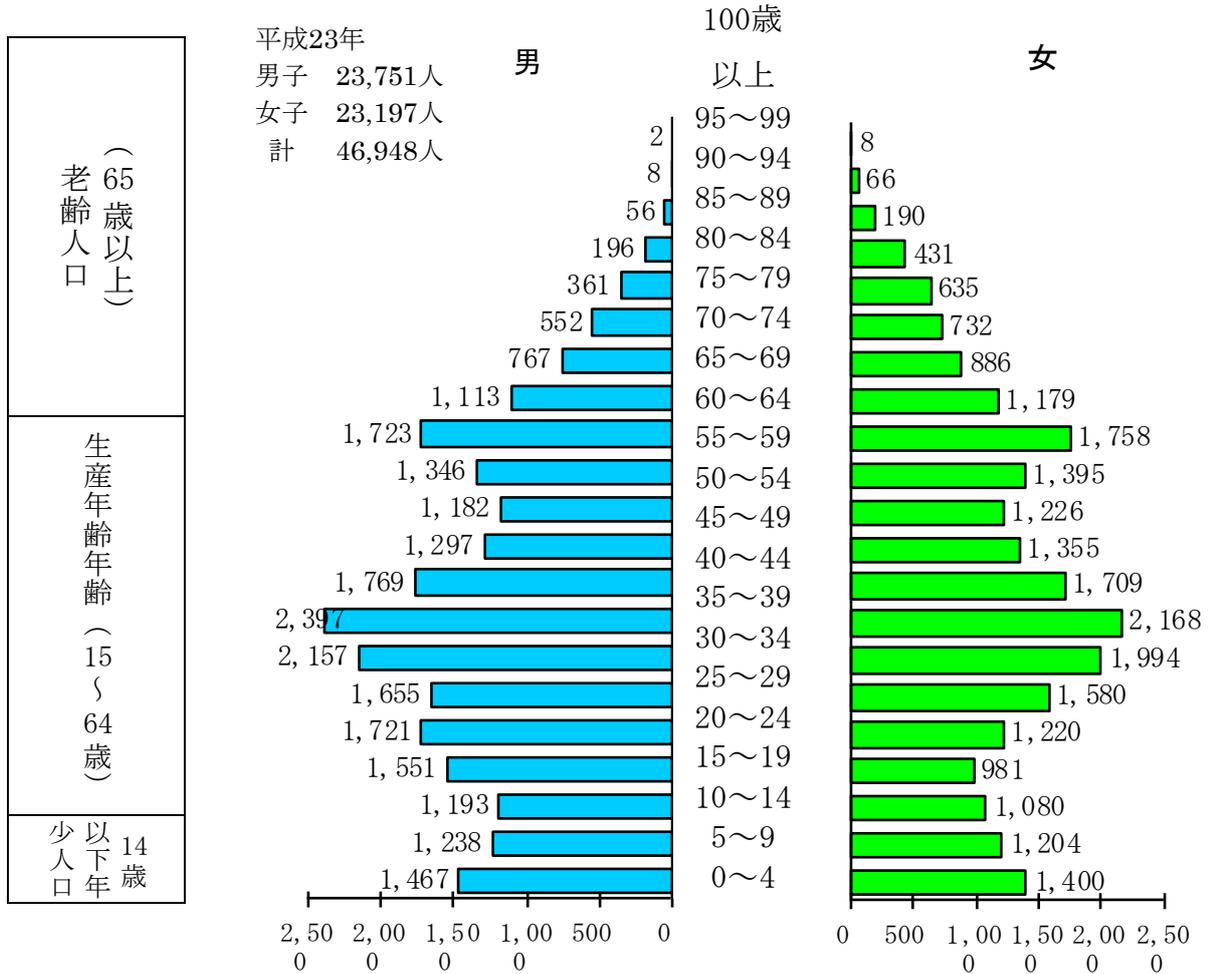
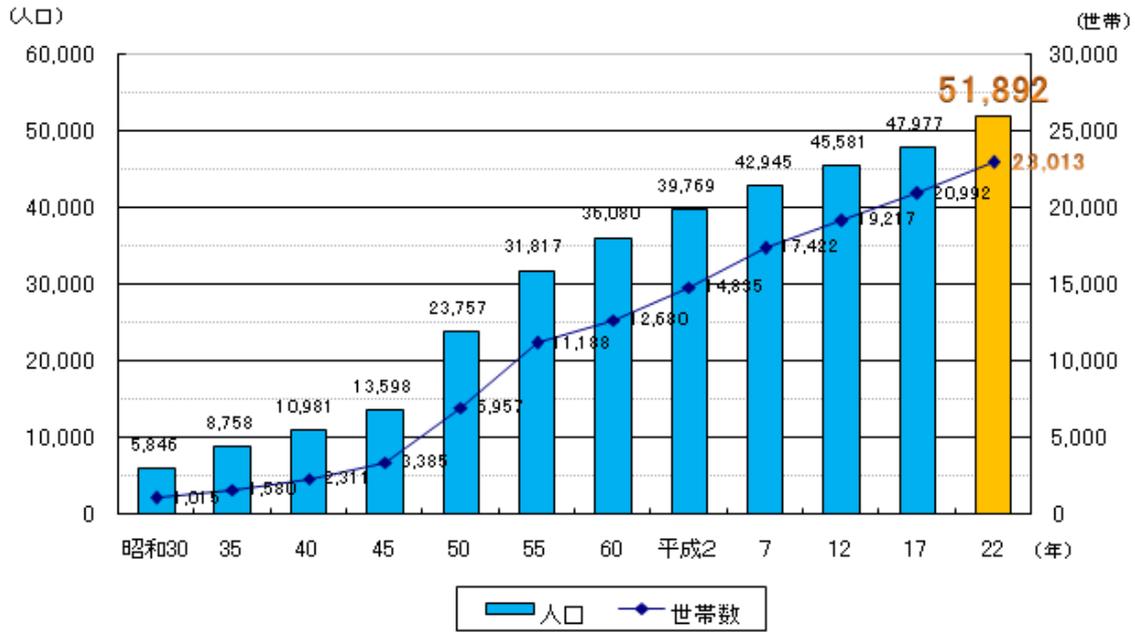
江戸時代には北陸道の宿駅しゆくえきとして名をとどめ、明治には日本最初の耕地整理である田区改正でんくかいせいが行われるほど、穀倉地帯として農業が盛んに行われてきました。

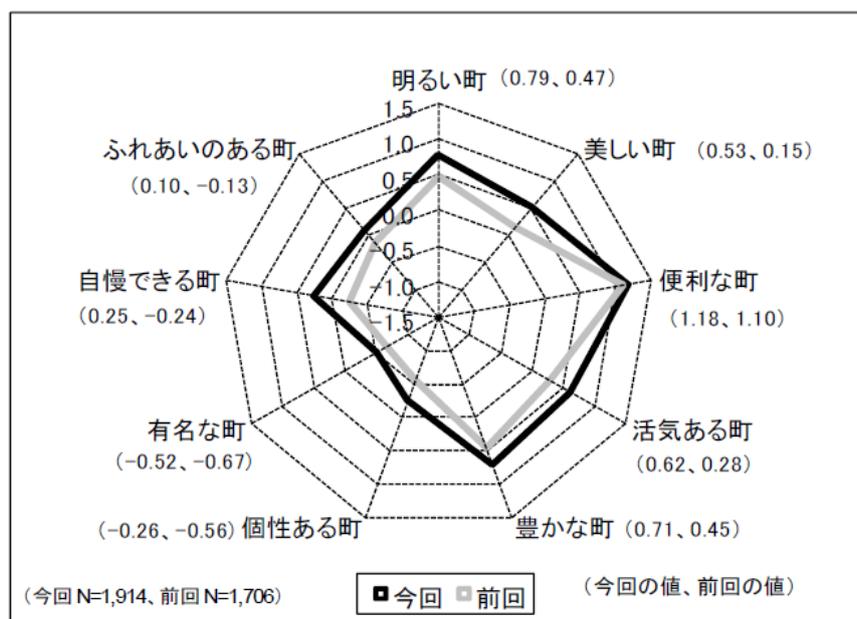
昭和30年から32年にかけて野々市町と富奥村が合併、郷村と旧押野村の一部が編入して新しい野々市町が生まれました。

その後、交通の要衝として広域道路網の整備や土地区画整理事業の施行により、利便性の高いまちとして都市化が進む中人口も増加し、商業と近郊農業を核として、急速に都市化が進む中、人口も急増しており、現在では人口は5万人を超え、平成23年11月に「野々市市」へと移行しています。

また、市内には金沢工業大学と石川県立大学が立地し、学園都市としての様相を呈しています。

国勢調査による人口・世帯数の推移





※そう思う：+2、やや思う：+1、さほど思わない：-1、そう思わない：-2として平均値を算出

平成21年の「町民アンケート」においては、町の良いイメージは、一番に「便利な町」、次いで「豊かな町」「明るい町」となっています。マイナスのイメージでは、「有名な町」「個性ある町」が良くない結果となっています。前回との比較では、「自慢できる町」と「美しい町」のプラス評価が増えています。

(2) 学校教育の現状

野々市市は、これまで様々な施策に取り組んできました。

安心して豊かに学べる学習環境を整えるため、全小中学校に外部からの侵入者を防ぐためにセキュリティの強化や、子どもたちが犯罪に巻き込まれることを防ぐため、地域と一体となった街頭補導を進めてきました。

教育相談や学校生活への適応指導にあたるために全小中学校に教育相談員を派遣し、児童生徒とその保護者に対し、相談活動を行っています。また、県の事業である生徒の心のケアに関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーの活用を図っています。

市教育センターでの相談事業として、不登校及びその傾向を示す児童生徒に対する相談、問題行動の芽をもつ児童生徒への相談、教職員への相談のために臨床心理士が対応しています。また、不登校やその傾向にある児童生徒の通室指導を行い、子どもたちが心を休め自分を見つめながら、学校へ復帰できるように支援する適応指導教室「ふれあい教室」を設置するなど対策を講じています。

市内すべての学校の普通教室、特別教室にネットワークを構築し、いつでも、どこでも、コンピュータやインターネット等が活用できるように情報教育の環境整備をしています。平成 21 年度より、小中学校教職員全員に校務用コンピュータを配置し、LANにより学校内での教育情報の共有化、職務の効率化を図っています。

特別支援教育についても、3 歳～12 歳までの幼児・児童及びその保護者を対象に、知的、情緒及び運動などに発達の遅れがあると認められる幼児等に対して総合的な指導や訓練を行う「なかよし教室」を毎週土曜日開催しています。また、市内小中学校すべてに特別支援教育支援員を設置し、発達障害など個別に支援が必要な児童生徒を中心に支援しています。

読書活動の充実については、市で取り組んでいる毎月第 1 水曜日の「ノーテレビノーゲームデー」と毎月 23 日の「いしかわ学校読書の日」を中心に『読書カード』を活用することで読書の楽しさを味わい、本に親しむ機会を増やしています。学校図書館業務として、小中学校に図書館司書を各 1 名配置しています。

国際化の進む中、諸外国の人々と交流し相互理解の重要性が確認される今日、次の世代を担う児童に国際的な視野をもたせることを目的とし、昭和 60 年の野々市小学校と深圳小学との友好校締結以来、相互に団員を派遣する交流事業を行っています。

平成 23 年度より新教育課程に位置づけられている 5・6 年生小学校外国語活動の円滑な実施と、これまで実施されてきた 3・4 年生英語活動を継続して実施することで、本市児童のコミュニケーション能力の素地を養い、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を目指しています。中学校においても、英語指導助手による生きた英語にふれ、語学力の向上を図るとともに国際化時代に対応した知識、感覚の向上を図っています。

学校体育施設、特別教室の地域への開放、学校評議員制度の導入、学校公開日の設定などを行ってきました。開かれた学校づくりにも積極的に取り組み、校内の施設を活用した地域の人々と児童生徒の交流も進めています。

新たな時代の学校教育

児童生徒が身につけるべき「生きる力」は、学校教育のみならず、児童生徒が異なる世代の人々や地域の人と交流し、様々な体験をすることと相まって育まれるものです。このために、地域全体を学習の場とし、地域をあげて児童生徒を育てる体制を整備することが重要となっています。

(3) 生涯学習推進体制

野々市市は、県内でもいち早く生涯学習推進体制を整え、町民憲章の実践を基本理念とした「野々市町の生涯学習目標」を平成元年に策定し、官民一体となった生涯学習の施策を進めてきました。さらに、平成5年には、年代別の学習プログラムと学習施設、講師人材をまとめた生涯学習ガイドブックを作成し、公民館や文化会館、スポーツ施設などの整備と学校体育施設の開放を進め、多様な学習機会の提供と団体、指導者の育成を図ってきました。

また、平成16年には、本計画の前教育基本計画として「教育ユニバーサルプラン」を策定し、地域の歴史・伝統を生かした住民参画による教育・文化の香り高いまちづくりの推進を目指すため、地域社会・家庭・学校の協力体制を確立し、大人の学びと児童生徒の育ちを支援する指針としています。

(4) 家庭教育の充実

家庭教育については、本市の特徴ではありますが、核家族化の世帯が多いことから、子育てに関する相談事業や家庭教育力の向上を目指した学習会を開催しながら、育児支援を行ってきました。今後も、市全体の課題として積極的に家庭教育力の向上を図りながら支援する必要があります。

(5) 住民参画によるまちづくり

人口が急増し商業施設も増え、市として利便性も向上した反面、住民の価値観の多様化や地域の在り方の変化など、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。地域における人と人とのコミュニティを再構築していくことは、今後の地域の大きな課題であり、生涯学習の役割として、個人が自立的に地域に参画し、相互に支え合いながら、その一員としての役割を果たすために必要な力を養うことが重要となります。

(6) 地域での取り組み

地区公民館では、各地区選出の事業推進委員会による事業の自主的運営をとおして、地域づくりを進めてきました。また、市内大学や近隣大学と連携した学習活動を実施し、豊かな心を育み、人生を楽しむことができるよう、地域の歴史文化や社会的課題を学ぶ機会の充実、ふるさと意識の向上に努めています。一方、各町内会でも移動成人講座など、自治活動に生涯学習的要素を取り入れて、地域活動の充実を図っています。住民一人ひとりが、自分らしい学びを通し、新しい自分を見つけるとともに、

様々な出会いや交流をすることで、自らの成長と自己実現を図り、その成果を生かすことができるまちづくりを目指します。

(7) 青少年の健全育成

若い世代や市外からの転出入の多い本市においては、新しい価値観や住民活動が生まれる反面、都市化による犯罪や交通事故など、生活環境や治安の悪化など新たな課題も生まれてきました。そのような状況の中、市内の民間団体や機関が連携した“のいちっ子を育てる”市民会議を組織し、市内の青少年の育成にかかわる団体や機関が連携して、都市化による社会環境の悪化に対応するため、街頭巡視など環境浄化活動など、市ぐるみ運動として行っています。また、インターネットや携帯電話等を通じたコミュニケーションが更に進む一方で、その影の部分への対応として、児童生徒の携帯電話対策など先進的な取り組みを行っています。

(8) 学習成果を生かす取り組み

平成 11 年度からは、学校における地域交流拠点となる「地域ふれあいルーム」の設置や特別教室などを開放する事業を行い、地域社会と学校の連携を強めてきました。また、同年からは「学びのサポーター登録活用事業」による地域人材の掘り起こしとその活用を図っています。今後、社会が迎えるさまざまな問題や課題に対応するため、生涯学習による学習成果を生かしたボランティア活動など、社会貢献への意識を高め、新たな社会参画を進展させる確実なシステムの構築が重要となります。

(9) 超高齢化社会の課題

今後の人口減少や超高齢化の中で、中長期的な動向として、国や地方公共団体などの直接提供する公共サービスは必要最小限のものへと一層重点化が進むことが予想されます。そのような中、高齢化に視点を置いた生涯学習社会の基盤整備は、重要な課題となり、ますます「民」による公益的な活動等への期待が高まることが見込まれます。こうした状況の中で、個人の幸福と社会の持続的な発展を実現するためには、個人が社会を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人ひとりにもあるという協働の精神により、今後の社会の在り方について考え、主体的に行動することがこれまで以上に重要になります。

(10) 伝統と市民文化活動の推進

地域の歴史・文化への親しみを深める環境整備に努めることにより、郷土を愛する心豊かな人間性の育成を目指しています。

市指定民俗文化財「野々市じょんから節」の普及や「古代体験学習」を開催するなど、ふるさと教育を積極的に推進しています。町内会においても伝統行事の復活や児童生徒の参加を進める動きが活発になっています。

また、文化会館ではジャズの祭典「BIG APPLE」の開催、市花木の椿をテーマにした「椿まつり」など、新たな市民文化の普及も図っています。

文化遺産については、各種文化財の調査・研究の推進や保存資料をデジタル化するなど、その効率的な保存と活用を図っています。

(11) 生涯にわたるスポーツ活動の展開

スポーツ施策では、競技スポーツの強化と並行して、一人ひとりが健康で豊かな生活が送れるよう、ニュースポーツやレクリエーションの奨励を図る各種スポーツ教室の充実など、生涯スポーツの普及を推進してきました。

また「じょんからの里マラソン大会」など、スポーツイベントの開催などを通して、市民の健康志向への関心を高め、市内外の参加者拡大にも努めています。

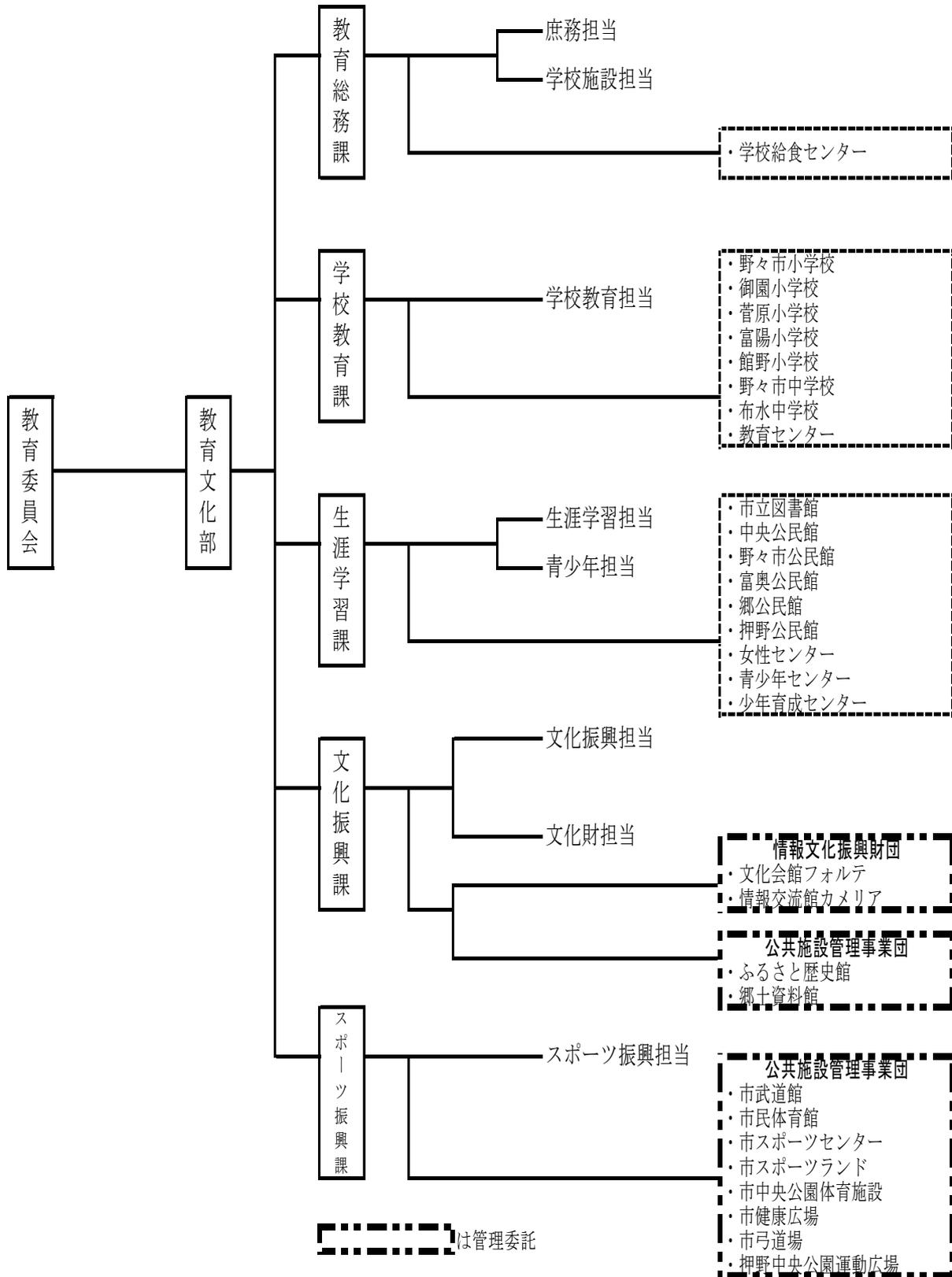
この他、団体育成としてスポーツ少年団の育成にも力を注ぎ、学童期からスポーツに親しむ環境づくりのため、学校体育施設の開放事業を通して、練習場所の確保と利用拡大に努めています。

また、体育協会に対しても競技力向上への直接的な支援として、活動への助成のほか、下部団体も含めて、市のスポーツ施設の利用に関して減免措置を行うなど、側面的な支援も行っています。

以上のことからスポーツを通して、市民憲章にも明記している「健康を増進し、活気みなぎる明るいまちづくり」に向け市民一丸となり、取り組んでいます。

(12) 市勢概要 資料 編

教育委員会機構図



教育施設

(1) 学校施設

区分	施設名	設置年月日	敷地面積	建物	構造	規模(m ²)
小学校	野々市小学校	昭和36年4月	15,791m ²	校舎 体育館	R 4階 R	7,869m ² 1,571m ²
	御園小学校	昭和53年4月	19,937m ²	校舎 体育館	R 4階 R	5,101m ² 1,409m ²
	菅原小学校	昭和56年4月	18,004m ²	校舎 体育館	R 4階 R	5,378m ² 1,667m ²
	富陽小学校	昭和57年4月	21,757m ²	校舎 体育館	R 3階 R	5,411m ² 1,614m ²
	館野小学校	昭和59年4月	20,089m ²	校舎 体育館	R 4階 R	5,569m ² 1,489m ²
中学校	野々市中学校	昭和31年4月	24,016m ²	校舎 体育館	R 4階 R	7,691m ² 2,130m ²
	布水中学校	昭和59年4月	28,262m ²	校舎 体育館	R 4階 R	6,714m ² 2,193m ²
野々市学校給食センター		平成15年4月	2,371m ²		S 2階	1,399m ²
教育センター		平成5年3月	546m ²		R 2階	644m ²

(2) 市立小学校数・学級数・児童数及び教職員数 各年5月1日現在(単位:人)

年度	学校数	学級数	児童数			教員数			職員数		
			男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数
17	5	92(10)	1,355	1,221	2,576	51	84	135	1	44	45
18	5	95(10)	1,381	1,256	2,637	51	89	140	0	38	38
19	5	95(9)	1,402	1,294	2,696	52	89	141	0	34	34
20	5	99(12)	1,429	1,318	2,747	52	97	149	0	34	34
21	5	101(12)	1,441	1,386	2,827	59	93	162	0	33	33
22	5	98(11)	1,435	1,394	2,829	50	95	145	1	36	37
23	5	106(12)	1,466	1,413	2,879	56	92	148	1	32	33

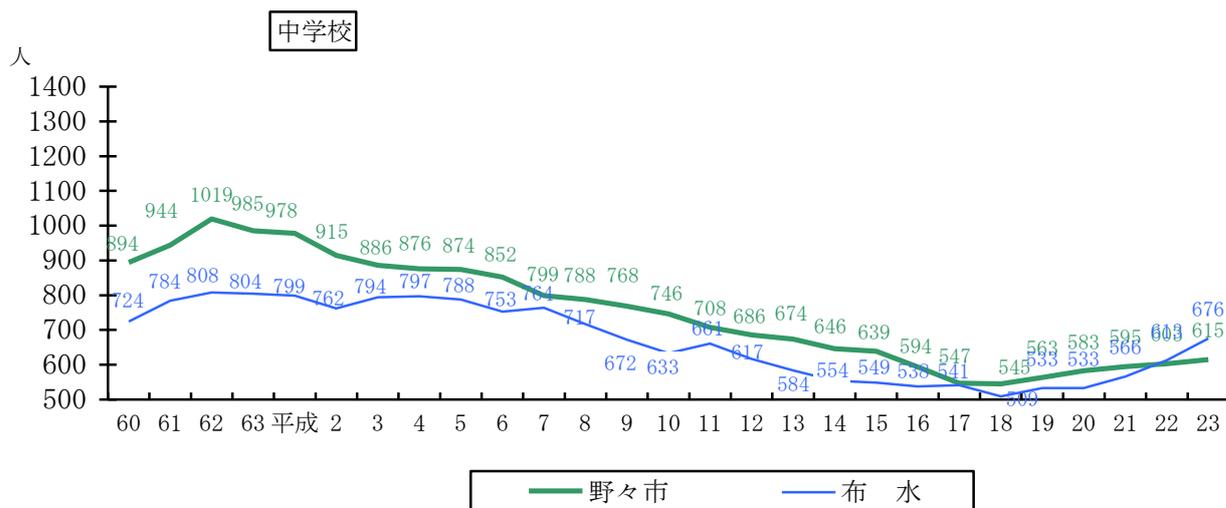
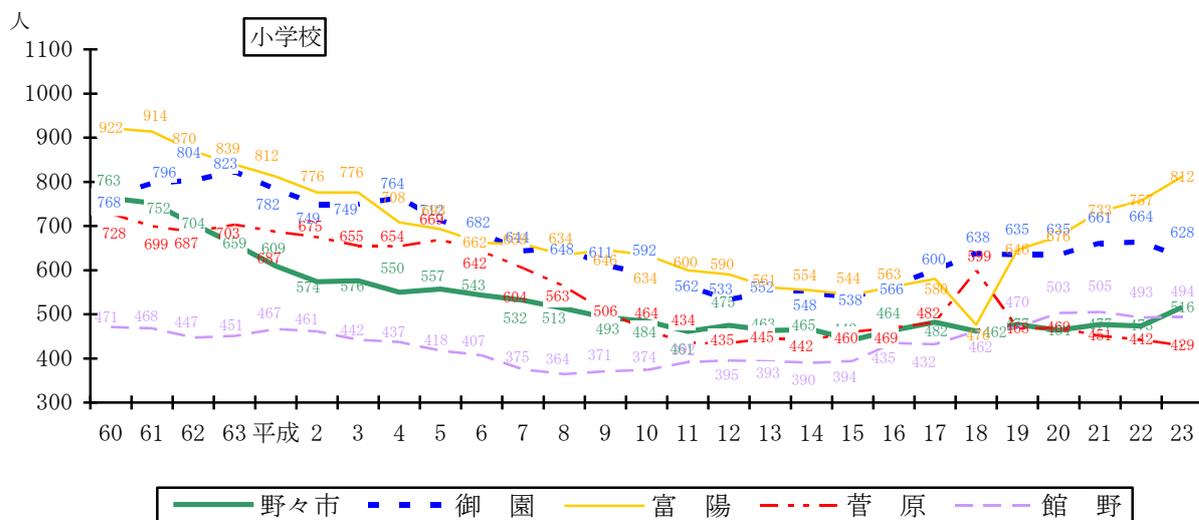
※注1 () は特別支援学級再掲 ※注2 18年度以降職員数に臨時職員は含めない。

(3) 市立中学校数・学級数・生徒数及び教職員数 各年5月1日現在(単位:人)

年度	学校数	学級数	生徒数			教員数			職員数		
			男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数
17	2	34(3)	539	549	1,088	36	33	69	1	7	8
18	2	32(3)	541	513	1,054	35	33	68	1	7	8
19	2	35(4)	596	500	1,096	38	35	73	1	7	8
20	2	34(2)	599	517	1,116	40	27	67	1	6	7
21	2	38(5)	624	537	1,161	41	35	76	1	5	6
22	2	38(5)	639	577	1,216	40	39	79	1	5	6
23	2	40(4)	682	609	1,291	42	41	83	1	6	7

※注1 () は特別支援学級再掲 ※注2 18年度以降職員数に臨時職員は含めない。

(4) 児童・生徒の推移 (各年5月1日現在)



(5) 生涯学習関係施設

名 称	位 置	延床面積(㎡)	施 設 内 容	開館年月
中央公民館	本町2丁目1-20	2,763.19	ホール・舞台、会議室(6)、研修室(2)、学習室(2)、調理実習室、視聴覚室、和室(2)	S52.8
野々市公民館				
富奥公民館	中林5丁目3	853.62	会議室(2)、和室(2)、調理実習室、集会室、研修室	S31
郷公民館	田尻町94	820.40	集会室、談話室、学習室(2)、和室(2)、調理実習室	H2.4
押野公民館	押野3丁目70	709.58	集会室(2)、学習室、研修室、調理実習室、和室(2)	S61.4
青少年センター	住吉町17-10	315.07	会議室、調理実習室、研修室(2)	S54.5
女性センター	稲荷4丁目155	629.39	相談室、軽運動室、講習室(2)、調理実習室	S58.2
市立図書館	本町2丁目14-6	788.81	閲覧室、学校図書館支援室(ボランティア活動室)、学習室	S59.4

(6) 文化・情報関係施設

名 称	位 置	延床面積(㎡)	施 設 内 容	開館年月
文化会館フォルテ	本町5丁目4-1	5,650	大ホール・ふれあいホール、会議室(5)、和室(2)、茶室	S63.5
ふるさと歴史館	御経塚1丁目182	1124.3	事務室、展示室(3)、ホール、倉庫(3)、研究室、整理室	H4.5
郷土資料館	本町3丁目19-24	611.08	木造瓦葺き平屋(一部2階)・展示棟	H7.3
末松廃寺収蔵庫	末松2丁目	129.73	収蔵庫	
情報交流館カメラ	三納1丁目1	2,798	研修室(4)、ホール椿、サテライトスタジオ、メディア工房	H17.1

(7) スポーツ施設

施設名	位置	規模(㎡)	施設内容	開館年月日
市民体育館	下林3丁目97	4,433 駐車場 2,303	大体育室、小体育室トレーニング室、ランニングコース、会議室	S 55.11
市武道館	位川183	1,072	柔道場、剣道場、研修室	S 53.1
市弓道場	太平寺3丁目128	860	射場棟、的場棟	S 56.9
市民野球場	下林3丁目97	14,754	両翼91.5m中堅120m、管理棟スコアボード、夜間照明、野球・ソフトボール投球練習用2面	S 61.9
雨天練習場		168 駐車場 822		S 62.12
市相撲場	下林3丁目97	886	入母屋型屋根付	S 63.8
市中央公園 テニスコート	下林3丁目97	1,600	全天候型コート 2面 夜間照明	S 55.3
市中央公園 運動広場	下林3丁目97	9,123	ソフトボール場 1面 夜間照明	S 55.11
市健康広場	上林1丁目180	16,713	ソフトボール場 2面 ジュニア用サッカー場	S 53.3
市押野中央公園 運動広場	押野1丁目339	5,860	ソフトボール場 1面	S 61.3
市スポーツランド	中林5丁目1-1	25,276	○プール、研修室、競泳用温水プール25m×15m、児童用温水プール10.5m×6.3m、流水プール72m×5m、○さわやかホール○テニスコート4面、夜間照明○ふれあい広場芝張り多目的広場	H 4.3
市スポーツセンター	押野2丁目30	5,542	アリーナ、サブアリーナ、ランニングコーストレーニングルーム、会議室	H 3.11